

[調査会 NEWS 424(18.11.2)]

日高信夫さんの拉致について告発

先日 1000 番台リストに変更した日高信夫さんについて、被疑者不詳、海外移送目的略取容疑で 6 日月曜 11 時、警視庁に告発を行います。

古川さん認定訴訟で安明進氏・竹下珠路さん証言

荒木和博

昨日 1 日 15:00 より行われた古川了子さんの拉致認定を求める訴訟の法廷で、古川さんを目撃した安明進氏と了子さんの姉の竹下珠路さんが証人として法廷に立ちました。

古川さん認定訴訟では、去る 6 月 28 日の法廷で調査会代表荒木が証人として証言していますが、今回のお二人はそれに続くものでした。安明進氏は古川さんを目撃したときの状況について、竹下さんは古川さんの失踪状況やその後の政府の対応などについて、原告弁護団からの質問に答えました。被告国側からの反対尋問は一切ありませんでした。

証人調べの終了後、裁判長から和解に向けての協議を行いたい旨の発言があり、14 日に日程が設定されました。詳しいことについては後日弁護団のコメントを発表したいと思います。

今回、国側が一切反対尋問をしなかったのは、事実関係の争いになることを避けようという、当初からの一貫した方針によるものと思われます。その根拠としては、「政府認定者も未認定者も差別していないから訴訟の意味がない」ということのようなのですが、これは、次の一点だけをもっても全くの欺瞞であると言わざるを得ません。

調査会では、安倍政権誕生の前から、「新政権がスタートしたら担当大臣等しかるべき立場の人に特定失踪者関連の署名の提出、要請をご家族とともに行いたい」と申し入れています。しかし、家族会には政権発足直後に、飛び入りとはいえ総理まで参加して決意を述べたにもかかわらず、特定失踪者については、政権発足 1 か月余が過ぎた今日でも担当大臣に会う日程のめどすら立っていません。これは事務方の努力云々の問題ではなく、政権全体の認識の問題です。総理を本部長とする対策本部まで立ち上げた鳴り物入りの体制にもかかわらず、本当に拉致問題全体を解決しようという意志があるのか、疑問にすら思えてきます。

この点は先日からいろいろ言われている「しおかぜ」支援の問題でも同様で、具体的にこういう支援ができるという話は今日に至るまで全くありません。「命令放送」という言葉だけが一人歩きしていますが、これまでの「命令放送」のやり方からすれば「しおかぜ」をこれでやることは物理的に不可能であり、また、私たちもこれまで「しおかぜ」を NHK 国際放送の命令放送でやって欲しいと希望したこともありません。かといって茨城にある

KDDIの送信施設の利用の目処がたったとの話があるわけでもないのです。

古川さん認定訴訟は、あくまで拉致問題完全解決のための訴訟です。そのためにご家族にもご負担をおかけし、法律家の会の皆さんは完全手弁当で対応してくださっています。ともかく「政府はちゃんとやっている」というなら、言葉ではなく、一歩ずつでも現実に事態を進展させて欲しい。ソウルからかけつけていただいた安明進氏と、一所懸命に証言してくださった竹下さんの証言を傍聴席で聞きながら、切に感じた次第です。

6日の記者会見について

6日の定例記者会見については予定通り行いますが、午前中に日高信夫さん拉致に関する告発がありますので、報告・発表事項にはそれが加わります。

日時 11月6日(月)14:00～
場所 調査会事務所(3F)
内容 日高信夫さん拉致に関する告発について
マッピングリストの発表
しおかぜの現状と今後について
その他

[調査会 NEWS 424(18.11.6)

加瀬テル子さんへの支援偽装問題について

表題の件について、加瀬さんの件を担当する専務理事真鍋名で、以下の見解を発表しました。

亜細亜人権協議会による加瀬テル子さんへの支援偽装について

特定失踪者問題調査会専務理事 真鍋貞樹

11月2日、警視庁組織犯罪対策1課が、千葉市にあるNPO法人「亜細亜人権協議会」の島田理事長他を不法就労助長罪の疑いで逮捕したとの報道があった。さらに、11月4日の読売新聞に、同協議会が加瀬テル子さんの支援を名目にしてNPO法人としての事業を偽装した疑いについて報道した。外国人の不法就労事件に、特定失踪者である加瀬テル子さんの名前が使われたことに対して、強い憤りを感じる。

一連の経過については、読売新聞の報道の通りである。昨年6月頃に、仲條富夫さんより特定失踪者問題調査会に対して、同団体による支援の話と、「加瀬テル子を支援する会」の立ち上げについての相談があった。調査会としては、同協議会の活動内容について懸念があったものの、支援を断る理由もないことから、「支援する会」の立ち上げには慎重に準備を進めていくようにとの回答をした。案の定、「支援する会」の発足式には、同協議会の関係者と、特定失踪者のご家族の関係者のみが集まるだけのもので終わった。仲條さんによれば、それ以降同協議会から具体的な接触はなくなったという。

加瀬テル子さんの拉致事件は、拉致問題を解決していく上で極めて重要な事件である。にもかかわらず、政府はもとより国民の関心をほとんど呼んでいないケースであり、この点にご家族や関係者が落胆と憤りの念をもっていた。政府による拉致被害者認定もされず、具体的な救出運動も全くといってよいほど生まれてこなかった。ご家族の藁をもすがりたい思いを、自らの不法行為に利用するといった手口は、人間としてもあるまじき不道徳的行為以外の何物でもない。

拉致問題に関して、同種の事件があとを絶たない。この際、拉致問題を利用して自らの経済的利益を不法に得ようとする輩については断じて許さないことを表明しておきたい。

同時に、加瀬テル子さんのように、拉致の疑いが濃厚であるにもかかわらず、国民的な関心と呼んでいない多くの拉致事件の解明と解決について、特定失踪者問題調査会としても自らの非力を反省するとともに、より多くの方々の関心と真摯なる支援が必要なことを強く訴えておきたい。

[調査会 NEWS 426(18.11.6)]

お詫びと訂正

前号ニュース「加瀬テル子さんへの支援偽装問題について」で、号数が424号となっていました。425号の間違いです。また、日付も本文の方が11月2日付になっていました。11月6日付の間違いです。お詫びして訂正申し上げます。

拉致議連役員に要請

下記の通り拉致議連役員と特定失踪者家族・調査会役員が懇談することとなりました。取材等も可能です。

日 時 11月9日(木)10:30～11:30

場 所 衆議院第2議員会館第1階議室

参加者 平沼赳夫拉致議連会長他役員

特定失踪者家族(一部の方ですが、全体の代表の形で東京周辺の1000番台リストのご家族を中心に参加していただきます。)

調査会役員

内 容 懇談及び要請(現在、拉致議連役員からのしおかぜメッセージの収録を依頼中です。了解が取ればその場で公開収録ということになります。)

本日日高信夫さんについて警視庁に告発

本日11時、日高信夫さん拉致について、警視庁に被疑者不詳で告発を行いました。告発人は弟さんの日高万亀男さん、代理人は主任弁護士である土田庄一弁護士他法律家の会役員5人が名を連ねています。告発受理等についてはおって警視庁より連絡があるものと思われます。万亀男さんは体調の関係で上京できず、土田弁護士及び真鍋調査会専務理事、杉野同常務理事が告発状提出を行いました。

北朝鮮向け短波放送「しおかぜ」への政府の対応について

本日の記者会見で以下の見解を発表しました。

「しおかぜ」への政府の対応について

去る10月11日の総務大臣国会答弁以来、北朝鮮向け短波放送「しおかぜ」への政府の支援の話がたびたび報道されている。それ自体は大変ありがたいことだし、実際拉致対策本部の調整室や総務省、NHKなどの現場が真摯に対応して下さっていることに感謝したい。

しかし、一方で現在に至るまで、「しおかぜ」を運営しているわたしたち調査会に対して具体的に「このような形で対応できる」との話はなく、逆に「命令放送」という言葉だけが一人歩きし、誤解と混乱がみられる。この際私たちの認識を明らかにしておきたい。

現在、「しおかぜ」に対する政府の支援として言われているのは NHK 国際放送の「命令放送」の利用、茨城にある KDDI の送信施設の利用、の二つである。

まず、については、物理的に不可能だと考える。現在の「命令放送」は「の問題について重点的に放送して欲しい」と、政府から NHK に対し口頭で伝えるだけのものがあり、一般の放送の中に渾然一体となっている。番組の中に拉致問題の取り扱いを増やすかどうかは別次元の問題であり、少なくともこれを利用して「しおかぜ」の内容を流すのは不可能であると考え。なお、NHK 国際放送ではこれまでも「しおかぜ」について番組の中で何度か取り上げていただいている。

については、現在総務省からの回答を待っているところである。しかし、施設利用が可能になったとしても、手続きに相当の時間がかかることが予想され、作成したプログラムを送る方法などの技術的な問題、資金的保証の問題等、クリアしなければならない問題は少なくない。

以上のような現状からして、わたしたちが希望するのは以下の通りである。

- 1、現在の英国 V T 社経由の送信に関わる費用の負担
- 2、前記・が可能であれば、手続き、技術面、資金面での具体的かつ早急な対応

なお、現在の NHK 国際放送については内容はそのままでも送信時間や周波数などの工夫（例えば中波での NHK 第二放送の活用）により、北朝鮮にいる日本人拉致被害者のみならず、在日朝鮮人帰国者及びその日本人家族などにきわめて有益な放送が可能である。これについては調査会として専門家などと議論の上、再度提言を行いたいと考えている。

平成 18 年 11 月 6 日

特定失踪者問題調査会代表 荒木和博

マッピングリスト 8

本日の記者会見で次のマッピングリストを発表しました。

（失踪者・失踪年・内容の順で記載）

マッピング・リスト 8 失踪前後に、不審な電話が家族にあったケース

今井 裕	昭和 44 (1969) 年	「2 ~ 3 日以内に裕を返す」という平成 5 年 10 月 2 日午前 9 時半ごろの電話
前上昌輝	昭和 52 (1977) 年	「前上昌輝の家のものか」という男性からの電話
仲里次弘	昭和 52 (1977) 年	「ちゅうさんと呼ばれている日本人が北朝鮮にいる」という男性からの電話
布施範行	昭和 53 (1978) 年	「範行さんいませんか」と標準語での女性からの電話
安達俊之	昭和 56 (1981) 年	「トシユキつかまっているよ」という子供のような声の電話

河嶋功一 昭和 57 (1982) 年 「これから北朝鮮に行く」という友人宛の本人の電話
山本美保 昭和 59 (1984) 年 すすり泣くような無言電話
山下 貢 平成元 (1989) 年 「ごめんな」とだけ伝えた男性からの電話
佐藤順子 平成 12 (2000) 年 日本語とは思えない話し声の会話

失踪後に家族のもとへ不審な電話や無言電話がある事例は多数あるが、ここで掲載したのは拉致との関係が疑われる電話があったもの。

[調査会 NEWS 427(18.11.8)]

明日官房長官に要請

前号のニュースで拉致議連役員との懇談・要請についてお知らせしましたが、同日(9日木曜)正午より首相官邸にて塩崎官房長官(拉致問題担当大臣)と面会し、署名の提出、要請を行うことになりました。拉致問題担当大臣への要請及び署名の提出は政権発足前から要望していましたが、今回実現することとなったものです。すでにお知らせした議連要請関係も含めて明日の日程をお知らせします。

拉致議連要請 10:30 ~ 11:30 (衆議院第2議員会館第1階議室)

拉致議連参加者：平沼赳夫拉致議連会長他役員

調査会側：特定失踪者家族・調査会役員

内容 懇談及び要請、議連役員のしおかぜメッセージ公開録音

官房長官要請 12:00 ~ 12:20 (首相官邸)

内容 要請及び署名提出

記者会見 12:40 頃 ~ 13:20 頃 (衆議院第2議員会館第3階議室)

なお、ご家族は特定失踪者家族の代表という形で、参加できないすべてのご家族のお気持ちを代弁して次の方々に参加されます。

秋田正一郎さん(秋田美輪さん父)

森本美砂さん(山本美保さん妹)

生島馨子さん(生島孝子さん姉)

横山木三子さん(新木章さん妹)

大沢昭一さん・大沢茂樹さん(大沢孝さん兄)

竹下珠路さん(古川了子さん姉・議連要請のみ)

河嶋アイ子さん(河嶋功一さん母)

高野美幸さん(高野清文さん妹・官房長官要請のみ)

[調査会 NEWS 428(18.11.9)]

お詫びと訂正

このところ同じような間違いばかりしていますが、前号ニュース（官房長官要請）について、11月6日付426号としたのは11月8日付427号の間違いです。お詫びして訂正します。

「放送命令」答申について

荒木和博

本日電波監理審議会から拉致問題についての放送命令に関し答申が出されました。「編集の自由に配慮した制度の運用を行うことが適当」との注文をつけた上で放送命令を容認しています。

これ自体は「しおかぜ」とは関係ありませんが、これまであたかも命令放送を利用して「しおかぜ」を流すかのような誤解が生まれていましたので、一言私の見解を述べておきたいと思います。

報道の自由という観点からしても、NHKの編集の自由の保障は当然だと思います（もちろん、これはNHKの個別の報道や番組が妥当かどうかというのとは全く別の問題です）。しかし、編集の自由を前提にしたとき、鳴り物入りで「命令放送」をやることにどの程度効果があるのか疑わしいと言わざるを得ません。しかも、NHK国際放送ではこれまでも拉致問題を何度もとりあげているのです。命令された方も困るのではないのでしょうか。

「命令」という言葉の本来の意味からすれば、国際放送の中に一定の時間を確保し（不可能なら時間を延長しても）政府の責任で番組を作成し、放送させるべきでしょう。例えば総務大臣・官房長官が、政見放送のように直接マイクを通して拉致被害者に語りかけ、「必ず救出します」と呼びかける政府広報のような放送を確保すれば、きわめて大きな効果を上げることができるはずです。それは北朝鮮にいる被害者のみならず、国際的にも大きなアピールになりますし、国民も力強く思うでしょう。

現在の「命令放送」は、一般の番組の中に渾然一体となったもので、「何時何分から何時何分までが命令放送」というものではありません。そこに抽象的に拉致問題を強調せよと言っても、無理に増やせば「命令に屈した」ということになるし、無視していれば「拉致問題解決に不熱心」と言われる。現場では混乱するだけではないのでしょうか。

それより今、具体的に拉致被害者のために放送を活用するには、現在北朝鮮では十分に聞こえない朝鮮語国際放送の時間、周波数、送信出力などを見直して、北朝鮮で、隠れて聞きやすくすることが重要です。現在の第二放送（中波）利用なども考えられるのではな

いでしょうか。

私たちも北朝鮮に放送を流している立場として、これを機会に関係する専門家と協議し、NHKの放送を拉致被害者救出に効果のあるものにしていただくための提言とりまとめを行いたいと考えています。

[調査会 NEWS 429(18.11.9)]

拉致議連・官房長官要請

本日特定失踪者ご家族の代表と調査会役員が国会内で平沼赳夫拉致議連会長をはじめとする議連役員、首相官邸で塩崎恭久官房長官（拉致問題担当大臣）に会い、拉致問題解決に向けて要請を行います。塩崎官房長官には個別の失踪者ごとに集めた署名用紙・調査会統一の署名用紙合わせて 119,378 人分の署名と下記の要請文書を提出する予定です。

（要請文書）

平成 18 年 11 月 9 日

内閣官房長官・拉致問題担当大臣

塩崎恭久様

特定失踪者問題調査会代表 荒木和博
特定失踪者家族支援委員会委員長 真鍋貞樹
特定失踪者家族有志

新政権発足以来、拉致問題の完全解決に向けて総理、官房長官以下一丸となってお尽力されておられることに深甚の敬意を表します。

私たちは本年内の拉致問題解決をめざし、努力を続けておりますが、現在の状況はミサイル発射や核問題、北朝鮮内部の混乱など、拉致問題解決にとってまさに絶好の機会と思われまます。私たちも民間の立場で可能なことはすべてやって参ります。つきましては下記の各項について何卒善処して下さいますようお願い申し上げます。

1、拉致問題の全体的な認識について

「拉致問題の解決」という言葉が拉致認定された被害者だけに とどまるものではなく、調査会のリストや警察のリストに載っていない方も含め、すべての拉致被害者の救出を意味することはいうまでもありません。安倍政権も当然そのお立場であると理解していますが、特定失踪者家族の中に「政府認定者以外は切り捨てられてしまうのではないかと心配する声があるのも事実です。あらためて何らかの公式的な場で、「被害者すべての救出を実現する」旨の見解表明をしていただけると幸いです。

2、拉致認定の問題について

現在政府が拉致認定をした人が 16 人とどまっている理由の一つには「証拠がなければならぬ。もし認定をした被害者が拉致でなかったら責任問題になる」ということがあると理解しています。しかし、9.17 以降 4 年余の間、拉致認定されたのは未だ田中実さん 1 人とどまっています。これでは拉致被害者の多くは北朝鮮でその命を終えてしまいます。平成 17 年 6 月 14 日参議院内閣委員会における細田官房長官答弁などで明らかにされている認定手順について、全面的な見直しをしていただきたくお願い申し上げます。

また、当然ながら政府には「拉致被害者を拉致であると気がつかなかった責任」も問われるべきであると考えます。曾我ひとみさんについて、9・17 小泉訪朝まで 24 年間拉致と気づかれなかったことも、本来責任を問われるべきことだと思いますが、今後同様なケースが多数出てくるのが推定されます。責任の所在を明確にしておいて下さいますようお願いいたします。

3、救出の体制について

同じく平成 17 年 6 月 14 日参議院内閣委員会では話し合いのみを続け北朝鮮当局の了解があれば拉致被害者が帰ってくるとの細田官房長官答弁がなされています。しかし、このようなことで救出が実現するはずもないことは明らかです。ぜひ以下について早急な対応をお願いする次第です。

(1) 拉致被害者の情報収集

現在もっとも急がれるのは誰が拉致被害者で、現在北朝鮮のどこに、どのような状況で暮らしているのかということです。これまで伝えられている情報だけでも整理していけば北朝鮮の状況はかなり把握できるはずで、一定の専従者をもってその作業を早急に進めていただくようお願いいたします。

(2) 拉致被害者、北朝鮮当局者、一般住民への情報発信

現在調査会が行っている「しおかぜ」のような形でのラジオによる電波、風船などを使ったビラの散布など、北朝鮮内部に情報を送る作業にさらに力を入れて下さい。これについては政府ができない範囲でも北朝鮮人権問題に関わる様々なNGOがノウハウや人脈の蓄積を持っています。その支援をしていただけるだけでも大きな効果があると考えます。

(3) 具体的救出体制の準備

北朝鮮の体制崩壊などにともない、どのように救出するのかの検討と、早急な具体的準備を進めてください。また、それ以前に北朝鮮内部へのアクセスで拉致被害者が特定され、本人が危険を冒しても帰国したいとの意志を明らかにした場合は、特別の方法での救出も可能なよう、準備を進めていただきますようお願いいたします。

以上3点について、警察や公安調査庁等の機関は国内での捜査ならびに情報収集がその作業の中心にならざるを得ません。拉致問題は全体として見た場合、明らかに主権侵害、安全保障に関わる問題であり、上記(1)及び(3)については自衛隊が本来の使命からもその能力を発揮できるようしていただきたく、お願い申し上げます。

4、家族への情報の開示について

失踪者家族は長期間にわたり何の情報もない苦しみに苛まれ続けています。政府機関が収集された情報は目撃証言のあった人への聞き取り内容等も含め、それ自体が 100 %確証の持てるものでなく「このような未確認情報があります」という段階でもかまいませんの

で、可能な限り家族に開示していただきますようお願い申し上げます。

5、北朝鮮向け短波放送「しおかぜ」について

すでに「しおかぜ」の支援をはじめとする北朝鮮向けラジオ放送に対して総務大臣を初め積極的な見解を示していただいていることに感謝いたします。

さて、本件につきまして、「命令放送」等の問題に関し、若干の誤解と混乱をきたしていることはご案内の通りです。私どもとしては「命令放送」に関知するものではありませんが、NHKを利用しての北朝鮮向け放送はそれ以前に改善できることが多々あると考えます。関係者と協議の上後日提言をまとめたいと思っておりますが、ぜひ善処賜りますようお願い申し上げます。

その上で、「しおかぜ」について、下記 2 点ご協力いただきたくお願い申し上げます。

- 1、現在の英国 V T 社経由の「しおかぜ」送信に関わる費用の負担
- 2、K D D I の茨城の送信施設利用が可能であれば、手続き、技術面、資金面での具体的かつ早急な対応

最後に、日本人拉致問題の解決は、韓国をはじめとする各国の拉致被害者の救出にも直結し、また在日朝鮮人帰国者やその日本人家族、そして北朝鮮の一般国民の過酷な人権状況を改善するのにも直結します。逆に、それらの問題と一括でなければ拉致問題の完全解決もあり得ません。アジアにおける主導的民主主義国家である日本の責任を果たすために、私たちも関係 N G O、報道関係者と連携して努力して参りますが、政府におかれましても特段の配慮を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

[調査会 NEWS 430(18.11.10)

拉致議連・官房長官要請（続報）

すでにお知らせした予定通り、昨日(9日)平沼拉致議連会長以下役員との懇談、塩崎官房長官との面会が実現しました。

拉致議連との懇談では、参加議員全員が「しおかぜ」メッセージを録音、このメッセージは来週の日本語ニュースで流れ、以後も繰り返し放送される予定です。

塩崎官房長官は概略次のような発言をされました。

本日直接特定失踪者ご家族と会って、切実なお話を聞き認識を新たにした。今後、政府が一体となって特定失踪者の拉致認定ができるように努力していきたい。今後、拉致対策本部の総合調整室を窓口、特定失踪者ご家族とのコミュニケーションをよくしていきたい。

また、官房長官は拉致問題の解決はすべての被害者の救出を意味する（つまり、現在の認定拉致被害者 16 人で終わることはありえないということ）と断言、参加したご家族も意を強くしておられました。

なお、山本美保さんに関しては前のニュースでお知らせした要請文書と別に下記の要請書を作成、河内調整室長に手交しました。

要請書

内閣官房長官・拉致担当大臣
塩崎恭久様

謹啓

官房長官はじめ、政府御関係の各位様におかれましては、日ごろより国民のためにご尽力下さいまして、誠にありがとうございます。

特に重要課題である北朝鮮拉致問題につきましては、その解決に向けて従来になく積極的にお取り組みいただき、感謝申し上げます。

さて、山梨県甲府市在住の山本美保さんが失踪して22年以上の歳月が経ちました。失踪の究明に関しましては、2002年9月の報道以来、居住地であります山梨県及び甲府市をはじめ多くの方々のご支援をいただき、今までに20万人の署名を提出させていただきました。

特定失踪者問題調査会は、美保さんが家を出た4日後に、所持品のカバンが新潟県の柏崎市の荒浜海岸に不自然に落ちていたこと、失踪後4年あまりにわたり無言電話が続いたこと、北朝鮮での目撃情報等の総合的な調査によりまして、「拉致の疑いが濃厚」と判断致しました。

私どもは、美保さんと再会できる唯一の道は北朝鮮からの救出しかないと考え、今日まで活動を続けてまいりました。捜査当局も再捜査に乗り出し、失踪当時の状況について関係者に事情を聴くなど、いろいろとご尽力くださいました。今日までのご支援に深く感謝申し上げます。

そんな中、家族は2004年3月、山梨県警の捜査により、20年前に見つかった山形県での水死体の女性が美保さんであるとする連絡を受けました。しかしその後の各所の調査では、衣類、所持品、身体の特徴等ことごとく別人であると思わざるを得ないデータが出てきています。

水死体と美保さんを結びつける唯一のデータであるDNA鑑定結果についても、家族には内密に行われ、また他のデータがどれも合致しないことなどから考えれば、到底納得のいくものではありません。

その後、捜査当局からは、該当水死体が美保さんであると裏付ける証拠が何ら示されることなく現在に至っております。

このような中、昨年11月及び今年2月の日朝政府間交渉におきましては、美保さんを含めて36人の失踪者について、北朝鮮側に安否確認をしていただいております。

国内外で多くのご支援をいただく中で、今年4月には、アメリカのワシントン、ホワイトハウス前で開かれた民間団体の集会には妹である森本美砂が参加し、拉致被害者及び特定失踪者の救出を、多くのアメリカ市民に訴えさせていただき、ワシントンポスト等現地の新聞に掲載されるに至りました。

国際的な調査が進む中で、拉致被害者は日本や韓国に留まらず、タイ、イタリア等世界12カ国に及んでおります。北朝鮮の現政権が続く限り、各国の拉致の不安は無くなることはなく、今でも拉致被害の恐怖にさらされていると考えます。また、今年7月の北朝鮮のミサイル発射、及び10月の核実験は、本当に恐ろしいものでした。美保さんを含め、拉致被害者たちは、危険にさらされているのではないかと眠れない日が続きました。「安否だけでも確認したい」という思いは、どの被害者家族も強かったと思います。

拉致だけではなく核の恐怖にも脅かされているかと思えますと、これは拉致被害者家族だけの問題ではなく日本国民全体の安全と人権にかかわる問題だと考えます。ようやく目

途のついた6カ国協議が一刻も早く再開され、国連をはじめ各機関で、拉致問題が国際問題として真剣に取り上げられ、北朝鮮に強い働きかけがなされるよう、心から願っております。

諸課題の対応にご多忙とは存じますが、前政権よりさらに、拉致問題の全面解決のため、是非とも最優先課題として交渉し、被害者を救出して下さいますよう、また460人に及ぶ特定失踪者の真相究明のための調査及び捜査をして下さいますよう、3万人の署名を添えて、切にお願い申し上げます。

どうかよろしくお願い致します。

謹白

平成18年11月9日

特定失踪者問題調査会	代表	荒木 和博
美保さんの家族を支援する会	会長	清水 仁
山本美保の母親	山本	文子
妹	森本	美砂

理事の追加

9日に開催された調査会理事会で曾田英雄氏の理事就任が決定しました。

[調査会 NEWS 431(18.11.10)

松本京子さんの拉致認定報道について

以下のコメントを公表しました。来週具体的な動きがあれば逐次記者会見等を行います。各位にはご多忙中恐縮ですが対応方よろしく申し上げます。

松本京子さんの拉致認定報道について

本日、昭和 52(1977)年に鳥取県米子市から失踪した松本京子さんについて、拉致認定されるとの報道がなされた。認定が実現するなら、救出に向けて一歩進んだということであり、松本さんのご家族のみならず、他の特定失踪者、あるいは私たちのリストにないご家族にとっても希望の灯である。関係各位のご努力に心より敬意を表したい。

松本さん以外にもまだまだ多数の拉致疑惑がある。そして北朝鮮にいる被害者も、残された家族も救出を待っている。もちろん、拉致認定は救出に向けての一步でしかないのだが、今回松本さんが認定されればその波及効果はきわめて大きい。関係各位には一層の努力を求める次第である。もちろん私たちも可能なことはすべて行っていく所存である。

平成 18 年 11 月 10 日

特定失踪者問題調査会代表 荒木和博

[調査会 NEWS 432(18.11.12)

しおかぜ第二放送周波数変更について

10月29日の周波数変更より、第二放送(22:00～22:30)9730Khzでは中国の英語放送との混信が続いておりました。そこで送信を委託している英国VT社と協議をし、11月11日の放送より第二放送の周波数を9950Khzへ変更しました。(第一放送の9645Khzは変更ありません。)

現在、日本国内においては聴きにくい状態が続いていると、多くの皆さんから問い合わせがごさいます。季節的な環境や周波数の問題がその原因の要素と考えられます。また、現在把握している中国(瀋陽)、韓国(ソウル)では日本国内より、受信状況は良好です。調査会では引き続き、VT社と協議を続けて出来るだけ良い環境で北朝鮮国内において聴取できるように努力して参りますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

なお、去る10日に拉致議連役員との懇談をやった折収録した平沼会長以下役員の方々の北朝鮮向けメッセージは17日金曜の第2放送で放送される予定です。

[調査会 NEWS 433(18.11.13)]

前号のメールでタイトルが誤っていました。本文記載のタイトル『しおかぜ第二放送周波数変更について』が正しいタイトルです。お詫びして訂正します。

臨時記者会見のお知らせ

明日 14 日、10:00 より東京地裁で古川了子さん拉致認定訴訟の期日が開かれます。これは前回(11 月 1 日)の法廷で裁判所から和解に向けての話し合いを提案されたことによるもので、裁判所からどのような「和解」案が提示されるのか、その場で具体的な話し合いがなされるのかなど全く不明です。

この期日は非公開ですので、結果の説明のために記者会見を行います。あわせて先週から大きな関心を呼んでいる松本京子さんの拉致認定に関し何か動きがあった場合はこの場でも対応します。

関係各位にはお忙しいところ誠に恐縮ですが、松本さんの拉致認定がなされることは古川さんの訴訟や、その他の方々の対応についても大きな影響があると思います。ご対応方よろしくお願い申し上げます。

日時 11 月 14 日(火) 11:00 頃～(地裁から移動、到着次第。地裁を出る時間によっては早まったり遅れたりする可能性があります。)

場所 調査会事務所

内容 古川了子さん認定訴訟の状況について
松本京子さん認定への動きについて

[調査会 NEWS 434(18.11.14)]

本日の古川訴訟和解協議について

以下、本日行われた古川了子さん拉致認定訴訟の和解協議に関する川人博・主任弁護士（法律家の会幹事・調査会常務理事）のコメントです。

弁護士 川人博

本日午前 10 時から 11 時まで、古川訴訟和解協議（非公開）がおこなわれた。

冒頭に裁判長より、裁判所が和解を勧告したのは、本件で原告被告とも、拉致問題解決という同じ方向にベクトルが向いていると考えたからである旨説明があった。

その後、裁判所が、原告被告双方から別々に意見を聞いた。

原告側は、裁判所に対して、本訴訟の目的は、古川さんを含め拉致被害者全員の救出活動を前進させることであり、この目的に照らして適切な内容の和解（合意）であれば、受け入れる用意があるとの立場を表明した。

次回和解協議期日は、12 月 18 日（月）午後 4 時となった。

[調査会 NEWS 435(18.11.16)

松本京子さん拉致認定の件

荒木和博

昨日夕方、いつとき「漆間警察庁長官が官邸で記者の質問に答えて松本京子さんの拉致認定をした」との情報が流れました。しばらく情報が錯綜し混乱しましたが、長官は「今週中の認定手続きはない」という趣旨のことを言ったようです。官邸には未確認ながら松本さんについて警察としての意志を固めたことを伝えるに行ったと言われています。様々な情報からすると認定は来週週明け早々に行われるようです。

それにしても、先週金曜日に「松本さんを拉致認定の方向」との報道が流れてからまもなく1週間になります。こちらとしては「後がつかえているんだから、早いところやってくれ」というのが正直なところですが。松本さんの事件を発掘した地元米子の妹原仁・調査会常務理事は「子供の出生を待っているような、そんな感じが長く続いている」と表現していますが、松本さんの件は4年前のクアラルンプールでの日朝協議でも出ているのであり、とっくに拉致間違いなしと認識されていたケースです。今更もったいぶっても仕方ないでしょう。

政府の方では色々な手続きがあるというのでしょうか、認定というのは、あくまで日本政府がどう考えるかであって、認定しようとしまいと拉致被害者は被害者ですし、認定したから拉致被害者が帰ってくるというものではありません。こんなにもったいつけられると、私たちも報道関係の皆さんも、もちろん一般の皆さんも、逆に認定というのがいかに大変なことで、それが大きな山であるかのように感じてしまいます。

必要なことは救出であって、認定はそのためのステップの一つでしかありません。私たちは何が本当に大事なのか、しっかり見極める必要があるのではないのでしょうか。もし、松本京子さんのことだけに見せかけておいて、実は50人位まとめて拉致認定する準備をしているというのであれば話は別ですが。

ともかく、後がつかえています。1週間に1人ずつ認定できたとしても、拉致被害者が仮にあと100人とすれば全部認定するのに2年、200人なら4年もかかるのです。9.17以降これまでの2年に1人のペースだと400年です。やり方を変えるか別のやり方を並行させるかしないと大部分の人は見捨てられ、北朝鮮で亡くなってしまいます。本質をもう一度見つめ直し、早く次のステップに進みましょう。

[調査会 NEWS 436(18.11.17)
臨時記者会見のお知らせ

報道関係者各位

お忙しいところ恐縮ですが、昨日 16 日、漆間警察庁長官が記者会見で松本京子さんの件について拉致と断定したと語りました。本日 17 日には警察としての正式発表が予定されています。

これを受けて調査会では下記の通り臨時記者会見を行います。対応方よろしく願い申し上げます。

日時 11月17日金曜 15:30 ~
場所 調査会事務所(3F)
内容 松本京子さん拉致認定と、今後の対応などについて
地元米子でも午後記者会見が行われる予定です。

[調査会 NEWS 437(18.11.17)

松本京子さん拉致認定について

本日調査会事務所で行われた記者会見において下記の通り発表しました。

松本京子さん拉致事件に関する政府認定について

「遅すぎる」というのが率直な感想である。

昨日 16 日の記者会見において漆間警察庁長官は松本京子さんについて「警察庁として拉致被害者と断定した」と語った。さらに本日 17 日には警察庁が正式にこれを発表している。関係者のご努力には率直に敬意を表したいが、同時に、この「認定」手続きだけでは拉致問題の解決にはほんの一步を踏み出したただけだということも認識しておかなければならない。

松本さんが拉致されて 29 年余、金子善次郎衆議院議員の質問主意書から 6 年、特定失踪者の 1 人として告発状が提出されてからでも 2 年 10 か月が経過している。質問主意書への回答では「鳥取県警察において、家出人捜索願を受理し、所要の調査を実施したが、北朝鮮に拉致されたと疑わせる状況等はなかったものと承知している」となっており、この主意書提出の前に鳥取県選出の石破茂衆議院議員の事務所から県警に問い合わせてもらったときも同様の回答であった。

しかし、本件を最初に調査した妹原仁・現調査会常務理事は平成 12 年 8 月の時点で警察関係者から鳥取県にも過去に 3 件の疑惑行方不明事件があり、そのうち一件は北朝鮮に拉致された疑いがほぼ確実、あとの 2 件は北に拉致された可能性があると聞いているのである。この種のことは鳥取県警に限らないだろうから、日本全国に同様の状況が多数存在することは明らかである。警察は現在抱えている拉致疑惑事件について、たとえ認定には至らなくても、積極的に情報開示をすべきと考える。

松本さんについては来週 20 日の関係省庁連絡会議で拉致認定がなされる予定だが、その場に臨む関係者各位に申し上げておきたい。「拉致認定」は業績ではない。業績となるのは救出が実現したときである。先週金曜日の報道以来、「認定」に関心が集まる余り、これで一件落着のような印象を持たれていることはきわめて遺憾である。

もちろん、認定が救出への一步であることは間違いないし、そう思うからこそ私たちは古川了子さんの拉致認定を求める訴訟を行っているのだが、9.17 以後 4 年余で 2 人を認定しただけというのはどう考えても遅すぎる。警察の捜査でこれが限界だということであれば、別の形での救出へのアプローチをしていかなければならないのは当然である。

特定失踪者リストにも、警察のリストにもない拉致被害者が相当数いることは明らかであり、国家の責務はそのすべてを取り返すことである。20 日の関係省庁連絡会議では、

あくまで全被害者の救出を前提とした松本京子さんの拉致認定を行ってほしいと切に希望する次第である。

平成 18 年 11 月 17 日

特定失踪者問題調査会代表 荒木和博

戦略情報研究所講演会のお知らせ

戦略情報研究所では下記の通り講演会を開催します。今回は松本京子さんの件で関心が高まっている「拉致認定」の問題について、調査会真鍋専務理事がお話しします。ふるってご参加下さい。

日時 12月1日(金) 18:30 ~ 20:30

会場 UIゼンセン会館 2階会議室

(千代田区九段南 4-8-16 tel03-3288-3549) 市ヶ谷駅下車 3分 日本棋院斜向い

(地図は下記をご覧ください)。

<http://www.uizensen.or.jp/doc/uizensen/access.html>

講師 真鍋貞樹(特定失踪者問題調査会専務理事)

テーマ 「拉致認定」の実態と問題点について

参加費 2000円(戦略情報研究所会員の方はお送りした講演会参加券がご利用になります。参加券がない場合は一般参加費を頂戴します。)

予約等はありません。直接会場においで下さい。

[調査会 NEWS 438(18.11.20)

松本京子さん拉致正式に認定

本日政府は松本京子さんを正式に拉致被害者として認定しました。これによって日本政府の認定する拉致被害者は 17 人となります。

特定失踪者の拉致疑惑解明・全拉致被害者の救出を

基本的な見解は 17 日付けのコメントで明らかにしている通りだが、何度繰り返しても言っておかなければならないのは、拉致認定というのはあくまで通過点に過ぎず、救出はまったく別次元であるということだ。逆に言えば、はるか昔から分かっていたこの事件について、今頃になってやっと認定にいたったことの意味は重大である。おそらく全国に松本京子さんと同様隠蔽されたままの事件が相当数あるはずだ。政府及び関係機関は一刻も早く情報開示をしてそれら拉致疑惑の真相究明に努めるべきである。

また、松本京子さんが認定されたのなら、松本さんについて証言をしている金国石氏の他の特定失踪者についての証言（斉藤裕さんなど）についても一定の信頼性があると思うべきだろうし、また同様に詳しい目撃証言があり、現在拉致認定を求めて行政訴訟を行っている古川了子さんの事件もそれなりの扱いをされてしかるべきである。

こうやっていくと、特定失踪者の拉致疑惑は今分かっている事実だけで推定しても相当の数に上るのである。今回の認定をきっかけに、政府としてはこれまでの認定基準を大幅に引き下げ、「認定のための認定」ではなく、「救出のための認定」にしてもらいたい。

なお、私たちのリストにも警察のリストにもない拉致被害者、すなわち身寄りがなかったり、家族が届出をしないている人は、認定にいたる可能性はゼロに等しい。しかし、政府は（そして、私たち日本国民すべてが）これらの人もすべて救い出す責務がある。政府は現在の「警察の捜査」「認定」「交渉」というやり方と別の方策を一刻も早く進めて全ての拉致被害者の救出を実現していただきたい。もちろん、私たちも可能な手段はすべて実行していく所存である。

平成 18 年 11 月 20 日

特定失踪者問題調査会代表 荒木和博

[調査会 NEWS 439] (18.11.21)

松本京子さんに関する要請・家族の「しおかぜ」収録などについて

22 日水曜に松本京子さんのお兄さんである松本孟さんが上京され、内閣府への要請などを行います。

昨晩現在、内閣府要請の時間が未定のため、全体の予定がお知らせできませんが、概略は以下の通りです。

午前 松本さん米子から空路東京へ

飯塚繁雄家族会副代表（田口八重子さんのお兄さん）、斉藤由美子さん（斉藤裕さんのお姉さん）、竹下珠路さん（古川了子さんのお姉さん）らと調査会事務所で合流。

午後 上記のメンバーで内閣府調整室訪問、認定を受けての再要請と今後についての打ち合わせ

その後、調査会事務所（3F）で記者会見

記者会見終了後、松本孟さんの「しおかぜ」メッセージ収録
（スペースの関係で代表取材となると思います。報道関係の皆様ご了解をお願いします）

松本孟さんは最終便で帰られます。

なお、22 日代表荒木は大阪での先約があり、要請・記者会見等の対応は専務理事真鍋・常務理事杉野等で行います。

正確な日程が決定したら再度ニュースで流します。

[調査会 NEWS 440] (18.11.21)

22 日日程（要請・記者会見・「しおかぜ」収録などについて）

明日 22 日水曜の日程が決まりましたのでお知らせします。なお、本日午後、一部報道関係の方からのお問い合わせに対して回答したスケジュールから変更になっています。調査会に日程をお問い合わせになった方は特にご注意下さい。

14:00 ~ 記者会見（調査会事務所）
終了後官邸へ移動

15:30 ~ 首相官邸で中山恭子補佐官（拉致対策本部事務局長）に要請終了後ぶらさ
がり取材

17:00 ~ 松本孟さんの「しおかぜ」メッセージ吹き込み
（調査会「しおかぜ」スタジオにて。スペースの関係で代表取材になる可能性
がありますが、ご協力をお願いします。）

記者会見・要請には飯塚繁雄家族会副代表（田口八重子さんのお兄さん）、斉藤由美子さん（斉藤裕さんのお姉さん）、竹下珠路さん（古川了子さんのお姉さん）も参加されます。斉藤裕さんは松本京子さんを目撃した脱北者金国石氏が、松本さん以上に詳細な目撃証言をしています。また、古川了子さんはご案内の通り現在拉致認定を求める行政訴訟を行っています。

なお、当日の状況により急な日程等変更もあり得ますので、あらかじめご了承下さい。

松本孟さんは最終便で帰られます。

なお、22 日代表荒木は大阪での先約があり、要請・記者会見等の対応は専務理事真鍋・常務理事杉野等で行います。

正確な日程が決定したら再度ニュースで流します。

[調査会 NEWS 441(18.11.22)]

松本京子さん家族ら政府に要請

11月22日午後3時30分、松本孟さん（松本京子さん兄）、竹下珠路さん（古川了子さん姉）、斉藤由美子さん（斉藤裕さん姉）、飯塚繁雄家族会副会長、ならびに調査会の専務理事真鍋、常務理事杉野、理事曾田が、首相官邸を訪れ、中山首相補佐官（拉致問題対策本部事務局長）と面会し、救出に向けた一層の努力を要請した。

冒頭、中山補佐官より次のような発言があった。

「この度、警察による再捜査の結果、拉致ではない可能性を排除することができたことから、松本京子さんを拉致被害者として認定することができた。北京の大使館を通じて、北朝鮮に松本さんの件を伝えた。長い間ご家族は大変な思いをされてきたと思う。お母様にくれぐれもよろしくお伝えてもらいたい」

松本孟さんから次のように今後の政府の取り組みについて要請した。

「この度は、拉致認定をいただき感謝する。政府には、一日も早く本人が帰国できるように努力してもらいたい。他にも多くの未認定拉致被害者がいる。その方のためにも政府は一層の努力をしてもらいたい」

さらに、3時50分には、塩崎官房長官（拉致問題担当大臣）が出席、官房長官より「拉致認定の通知状」が松本孟さんに手交された。塩崎官房長官からは次のような発言があった。

「日本政府は11月20日、正式に松本京子さんを拉致被害者として認定した。午後、北朝鮮に日本政府として、松本京子さんの情報を伝達した。そこでは、松本京子さんの即時帰国と、真相解明を求めた。これらは長年にわたる警察による捜査の結果である。拉致対策本部長は安倍首相であり、政府として一体となって、未認定拉致被害者の方々の問題に取り組んでいく。日朝協議が行われれば、その場でも北朝鮮に対して情報の提供を求めていく」

尚、拉致認定の基準を巡って、調査会側から今後の検討を求めたのに対して、中山補佐官は「政府として間違えた認定をした場合には、政府のこれまでの取り組みに対する信頼を失うことを懸念している。しかし、拉致認定をできないが拉致された方も帰国できるように努力するというのが政府の姿勢である」と述べた。

[調査会 NEWS 442(18.11.28)]

漆間蔵警察庁長官の「日高さん、拉致認定は困難」発言に関するコメント

特定失踪者問題調査会 専務理事 真鍋貞樹

松本京子さんが11月20日に拉致認定されたことに先立って、11月9日、漆間長官が「現段階の情報では(日高信夫さんを)拉致被害者と認定するのは難しい」と定例記者会見で発言したことを読売新聞(11月10日朝刊)が報じた。確かに、現段階での脱北者による目撃情報だけをもって直ちに日高信夫さんを「拉致認定」することは困難であろう。

しかし、同日、調査会が塩崎官房長官に、特定失踪者の拉致認定を求める要請をしたばかりのタイミングでこうした発言が出たことを残念に思う。塩崎長官は「今後、政府未認定拉致被害者を拉致認定できるよう努力をしていきたい」とのコメントを定例記者会見で述べた。その後に松本京子さんが拉致認定されたことから考え合わせると、政府部内でも特定失踪者の認定を巡って大きな認識の相違があるように思える。

問題の所在は拉致被害者の「認定」である。この政府認定手続きの基準の曖昧性が古川了子裁判での論点になっている。拉致被害者認定の権限は内閣総理大臣であるが、当然、総理大臣が決裁するまでの手続きが必要であり、その手続きを実質的に進めていくのが警察当局ということになっているようだ。

漆間長官は拉致認定の基準として、北朝鮮の国家的意思が推認される、本人の意思に反する、北朝鮮に連れて行かれた、という3点の外形的事実が認定の基準となることを会見で改めて表明した。

この点について、調査会では再三にわたり、こうした外形的事実を拉致認定の根拠とする限り、特定失踪者の誰も拉致被害者として認定されることは無く、そして救出される見込みもないことになり、事実上の「見殺し」を意味すると主張してきた。これは、海に溺れている人を目の前にして、「あなたは誰なのか」「あなたは北朝鮮の意思によって海で溺れているのか」「あなたは自分の意思で溺れているのか」「どうやって北朝鮮があなたを溺れさせたのか」ということを調べてから救出するということと同じだ。

要するに「見殺し」である。溺れている人がいれば、外形的事実を調べるのは後回しにして、救出することが先であることは誰でも理解できることだろう。

要するに政府の「認定」というのは、警察当局がイニシアティブを持つ限り、犯罪事実の認定に終始するのであって、救出を必要とする対象者を認定するものではないということだ。拉致という証拠(長官のいう外形的事実)を一切残さない犯罪被害者の救出という困難な課題を解決する趣旨に立てば、被害者の「認定」とは、わずかな根拠(非外形的事実すなわち目撃証言や状況)によって、拉致された可能性と、救出の必要性があることを認

定するしかないのである。

拉致された可能性と救出の必要性を拉致被害者認定の基準とすれば、当然そこに可謬性(誤りである可能性)が存在する。行政機構に可謬性は許容されないという伝統的な日本の官僚機構の文化構造からすれば、こうした基準を想定することはできないとされる。しかし、これまでの別の犯罪捜査と犯罪被害者の救済の歴史、例えばストーカー事件を例にみても、犯罪の可能性の推認と被害者救済の観点から法律改正をしてきた経過がある。このストーカー事件への対処も、実際に被害者が顕在化して初めて警察当局が動いたという苦い教訓の上にたったのことだった。

拉致被害者の認定という問題は、過去の日本の官僚機構にある可謬性の排除(官僚は誤りを冒さない)という根本的な問題を解決してからでなければ、解決できないのだろうか。それでは、これまでと同様の「過ち」を繰り返していくことになる。警察当局を含めて、日本政府には過去の苦い教訓を今日の拉致問題の解決に活かしてもらいたいと切に願う。

日高信夫さん告発受理

ご報告が遅くなり、すでに報道はされてしまっていますが 11 月 6 日、警視庁に被疑者不詳、罪名国外移送目的略取で提出された告発状は 11 月 21 日、警視庁に正式受理されました。告発には法律家の会の全面的協力をいただきました。担当は法律家の会幹事である土田庄一弁護士です。

戦略情報研究所講演会のお知らせ

戦略情報研究所では下記の通り講演会を開催します。今回は上記コメントにもある「拉致認定」の問題について、真鍋専務理事がお話しします。ふるってご参加下さい。

日時：12月1日(金) 18:30 ~ 20:30

会場：UIゼンセン会館 2階会議室(千代田区九段南 4-8-16 tel03-3288-3549)

市ヶ谷駅下車3分 日本棋院斜向い(地図は下記をご覧ください)

<http://www.uizensen.or.jp/doc/uizensen/access.html>

講師：真鍋貞樹(特定失踪者問題調査会専務理事)

テーマ：「拉致認定」の実態と問題点について

参加費：2000 円(戦略情報研究所会員の方はお送りした講演会参加券がご利用になります。参加券がない場合は一般参加費を頂戴します。)

予約等はありません。直接会場においで下さい。